

第百六十五回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第 九 号

平成十八年十一月十日(金曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 七条 明君

理事 上川 陽子君 理事 倉田 雅年君

理事 棚橋 泰文君 理事 早川 忠孝君

理事 松浪 健太君 理事 高山 智司君

理事 平岡 秀夫君 理事 大口 善徳君

理事 赤池 誠章君 理事 江渡 聡徳君

近江屋信広君 奥野 信亮君

笹川 堯君 柴山 昌彦君

杉浦 正健君 葉梨 康弘君

藤井 勇治君 三ッ林隆志君

武藤 容治君 矢野 隆司君

保岡 興治君 柳本 卓治君

石関 貴史君 大串 博志君

河村たかし君 細川 律夫君

横山 北斗君 伊藤 涉君

保坂 展人君 今村 雅弘君

滝 実君 山口 俊一君

法務大臣 長勢 甚遠君

内閣府副大臣 渡辺 喜美君

法務副大臣 水野 賢一君

法務大臣政務官 奥野 信亮君

政府参考人 (金融庁総務企画局審議官) 畑中龍太郎君

政府参考人 (法務省大臣官房長) 池上 政幸君

政府参考人 (法務省民事局長) 寺田 逸郎君

法務委員会専門員 小菅 修一君

委員の異動
十一月十日
辞任 補欠選任

宮腰 光寛君 葉梨 康弘君
森山 眞弓君 江渡 聡徳君

同日

辞任 補欠選任
江渡 聡徳君 森山 眞弓君

葉梨 康弘君 藤井 勇治君

同日

辞任 補欠選任
藤井 勇治君 宮腰 光寛君

同日

十一月九日
共謀罪の新設に反対することに關する請願(辻元清美君紹介)(第三〇八号)

民法改正による夫婦別姓も可能な制度の導入に關する請願(松島みどり君紹介)(第三二二号)

共謀罪の新設反対に關する請願(平岡秀夫君紹介)(第三三一号)

同(保坂展人君紹介)(第三八三三号)

本日の會議に付した案件
政府参考人出頭要求に關する件

信託法案(内閣提出、第百六十四回国会閣法第八三三号)

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律案(内閣提出、第百六十四回国会閣法第八四号)

〇七条委員長 これより會議を開きます。

第百六十四回国会、内閣提出、信託法案及び第百六十四回国会、内閣提出、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律案並びに高山智司君外二名提出の信託法案に対する修正案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。
両案及び修正案審査のため、本日、政府参考人として金融庁総務企画局審議官畑中龍太郎君、法務省大臣官房長池上政幸君、法務省民事局長寺田逸郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと答へる者あり〕
〇七条委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〇七条委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。早川忠孝君。
〇早川委員 自由民主党の早川忠孝でございます。これまで信託法案については、財務金融委員会との合同審査を含め、参考人質疑等も含め、極めて充実した審議がなされてまいりました。民主党から、これまでの審議等を踏まえて修正案を御提案いただいたことは、立法府である国会の審議の本来のあり方を示すものであり、この点について敬意を表させていただきます。

しかしながら、与党の実務担当者として、御提案についてこれを取り入れることができるものであれば共同修正として結実させたいというふうに念願してまいりましたけれども、残念ながら、今回の御提案は、結果的に信託制度改正のメリットを失わせるものとなっているとの感が否めません。

八十年前に成立しました現行信託法の制定の趣旨は、信託に關する法律関係の明確化や信託の発展を図るといったことにはなく、主として当時社会問題化しておりました高利貸的な信託会社を取り締まることにあったと言われております。このため、信託法は、民法を初めとする他の一般私法と異なり、私法法規でありながらも、当事者の私的自治が著しく制限された取り締まり法規としての色彩が強い法律であると指摘されてまいりました。

参考人としても御出席いただきました東大の能見教授は、「信託法の基本法理が規制的で、営業信託ないし商事信託は自由度が大きいというのは考え方として逆転している。信託法の規定をできるだけ任意規定と解し、信託関係者の合意による自由な発展の道を開くことが重要であろう。信託の基本法理としての信託法では自由に、しかし、営業信託・商事信託では顧客保護という視点を忘れるべきではない」と、その「現代信託法」という本で述べておられるところであります。

今回の信託法の改正の趣旨の一つは、受託者等に対して極めて厳格な義務を課して、当事者の私的自治を過度に規制しているという現行法の問題点を見直し、規律内容の任意規定化を含む合理化を図ることにあります。

しかしながら、民主党の修正案は全体として、本改正の趣旨を没却するだけではなく、現行法よりもさらに規制が強化されているものも散見されるところであります。

信託の基本法である信託法ではできるだけ自由に、他方、行政規制を定める信託業法では必要に応じた規制をかけるという方針、この方針は誤りである、あるいはとるべきでない、そのような認識を提案者はお持ちなのではないでしょうか。民主党の修正案では、商事信託だけでなく民事信託の発展の道も閉ざしてしまうことになると思料いたしますけれども、まず、民主党修正案の趣旨を御説明願いたいと思います。

〇石関委員 御質問の、今回の民主党修正案の趣旨及び概要について、まず御説明をさせていただきます。今回の信託法案、一九二三年に制定された信

託法について、その表記を現代語化し、これまで必ずしも明らかでなかった受益者の権利や受託者の義務等に関する規定を整備するとともに、現代の社会経済情勢に対応した多様な信託の利用形態に対応するため、新たな諸制度を導入するというものでございます。民主党としても、信託制度が、資産流動化などの経済活動のみならず、高齢者や障害者のためなど、民事の場面においても大いに活用されることを期待しているところでございます。

しかしながら、この政府原案には、次のような問題点があると考えます。

第一点、まず、信託行為における別段の定めにより受託者の義務を大幅に緩和、軽減できるものとされており、特に高齢者や障害者が活用することが予定されている民事信託において受益者の利益が損なわれる可能性が否定できないというふうな考えです。

また、自己信託、信託宣言については、企業会計など周辺ルールが未整備のまま導入されれば、租税回避、さらには第二、第三のライブドア事件などの温床となりかねない、こういった指摘が専門家からなされているにもかかわらず、特別の濫用の防止策が講じられていない、こういった問題がございます。

さらに、受益者の定めのない信託、目的信託については、公益法人改革や公益信託制度に関する部分の見直しと整合性が本当にとれているのか、大変疑問が残るところであります。

本修正案は、先に述べた点について最小限の手直しを行うことによって、信託制度の本質を踏まえた新しい信託法の成立を目指すとするものであることをぜひ御理解いただきたいと思っております。

そこで、議員の御質問、委員は、信託の基本法である信託法ではできるだけ自由に、そして他方、行政規制を定める信託業法では必要に応じた規制をかけるという方針の方が信託制度の発展に資する、こういったお考えであるというふうに理解を

させていただきます。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、今回の信託法が成立した際には、高齢者や障害者など、これまで信託制度とかわりを持つことが少なかった一般の方々も、将来の生活の安定等を目的として信託を活用することが予想、期待をされているところであります。このような方々が必ずしも専門的信託業者を活用するとは限らないというふうな考えられます。特に、我が国においては、現行の信託法自体が、そもそも、信託の名をかたつて高利貸しの業務を行っていた悪徳会社の規制等を目的として制定されたという、委員も御承知の事情があります。

必ずしも信託制度が国民の間に定着していないのでありますから、先に述べたような方々が万が一にも不当な不利益をこうむることがないように、制度導入に当たってはきめの細かい措置を講じておくべきだという考えを持ってまいります。そして、このような措置を講じておくことこそ、かえって信託制度の信用を高め、その定着、発展には必要なことである。民事信託の発展の道も閉ざしてしまふのではないかとこの御指摘は当たらないものであるというふうに考えております。

○早川委員 木を見て森を見ないという言葉があります。あるいは、角を矯めて牛を殺すという言葉があります。具体的な内容について伺いいたします。

信託事務の処理の第三者への委託について規定した法案の第二十八条に関し、修正案によりまずと、第一号については、信託行為に信託事務の処理を特定の第三者に委託する旨が定められている場合であっても、それが受益者の利益を害することと明らかである場合には、委託を許さないものとし、さらに第二号については、信託行為に事務処理の委託に関する定めがない場合には、やむを得ない事由がない限り、委託をすることができないとするものとし、第三号については、信託行為に信託事務の処理を委託してはならない旨の定めがある場合には、やむを得ない事由があっても、

第三者に信託事務を委託してはならず、受益者の承認を得る必要があるものとしています。

法案の第一号と第三号については、現行法の規定の趣旨を踏襲するものであると承知しておりますけれども、これらについても修正される趣旨はどこにあるのでしょうか。

また、第二号については、現行法が制定された当時に比べて社会の分業化、専門化が進んだ現代社会においては、信託事務のすべてを受託者が処理することを前提とするのは現実的ではなく、むしろ、必要な場合には信託事務の処理を第三者に委託することができるとした方が、より適切かつ迅速に信託事務を処理することにつながり、ひいては受益者の利益にも適合するという趣旨で、新たに規定されたものと承知しております。

の規範として規定が設けられたもの、すなわち強行規定であると承知しております。

さらに、利益相反行為についてもお尋ねいたします。

利益相反行為の制限について定めた第三十一条、第三十二条に対する修正案の関係で、特に二点に限って質問いたします。

修正案によれば、重要な事実の開示を受けて受益者の承認を得たときは、形式的な利益相反行為等の禁止の例外を認めている条文、すなわち、信託法の三十一条第二項第二号、三十二条第二項第二号が削除されております。

確かに、単に受益者から承認を受ければよいとしたのでは、受益者が承認するか否かの判断をするのに必要な情報を知らせることもなく、受託者がその判断を受益者に迫るといったことも考えられないではありません。

しかし、信託法案では、単に承認を得ればよいとはせず、重要な事実を開示して、すなわち、受益者が適切な判断をするのに不可欠な事実を事前の開示して、受益者の承認を得る必要があるとしております。

修正案では、このような改正の趣旨を完全に没却することになると思われまふ。

さらに、善管注意義務についてもお尋ねいたします。受託者の善管注意義務については、現行法でもいゆる任意規定と解されております。今回の改正においては、法文上そのことを明確化したものと承知しております。すなわち、信託行為の定めにより、加重することもできれば、軽減することもできる。ただし、善管注意義務を完全に免除し、何らの注意義務を負わないとすることは許されないということになります。

受託者の利益相反行為を禁止するのは、受益者を保護するためであり、保護の対象である受益者が同意している場合にまで一律に禁止する必要はないのではないかと考えています。例えば、テナントビルが信託財産であり、テナントビルの賃料を受託者に分配する信託において、受託者が適正な対価を支払うことを条件としてテナントとなることを希望し、受益者も受託者からの賃料収入により収益を得られることを期待して同意している場合などは、十分に合理的で容認されるべきものと思われまふ。修正案はそうしたことも認められないという趣旨でありまふ。

念のために申し上げますけれども、業者の提供する一方的な約款等に、受益者に不利な条項が盛り込まれるといった事態を懸念しておられるのであれば、それは信託業法の問題であります。信託業法における善管注意義務に係る規定は、信託行為による責任の加重、軽減にかかわらず、行政上

念のためにつけ加えますけれども、信託法案は、受益者の承認を得ても弊害が生じ得る場合についての弊害防止措置を講じており、信託行為の定めにより、受益者の承認による例外を排除できるものとしております。

簡潔に答えますと、委員は、業法による規制でそういう細かいことをやっていけばいいのではないかというようなお考えだと思ふんですけれども、信託法とは何かというような原点に立ち返つ

まず、自己信託について。修正案附則第二項では、自己信託に関する「第三条第三号の規定は、当分の間、適用しない。」としております。

自己信託以外の信託とは異なり、委託者の債権者は、詐害信託取り消し訴訟を提起することなく、直ちに信託財産に対して強制執行などができることとしており、またさらに、不動産のような登記、

業部門だけ証券化を行い、受益権の形で資金調達をするようなケース、また、債権を流動化させるために、自己信託の形で債権者が債権を切り離して、それを受益権の形で販売されるというような

ケースを想定しているということがあります。

この点、第三条第三号の方法による信託、いわゆる自己信託については、企業会計などのルールが十分に整備されないまま導入された場合には、租税回避や財産隠匿等のために使われる危険性等が指摘をされているところであります。

政府・与党における検討の過程においてかかる懸念が指摘されたことを踏まえて、自己信託に係る規定が適用されるまでに政府等が企業会計、税制等についての所要の措置を講ずること等のために、自己信託に係る規定を一年間凍結する旨の規定が附則第二項に置かれたものであるというふう

に承知をしております。

しかし、たった一年間で先ほど述べたような所要の措置が十分に講じられるかについては、委員会質疑等における政府の対応にかんがみると、極めて疑問であると思います。政府原案のように一年間という期間ではなくて、自己信託に係る規定が適用されるために必要な措置が十分に講ぜられたことを確認した上で自己信託に係る規定を適用すべきであるというふうに考えております。

そこで、本修正案においては、これらの措置の整備状況をしっかりと確認し、自己信託を実施する上で問題がないことが担保されてから自己信託の規定を適用することとするために、自己信託に係る規定を当分の間適用しないものとしたものでございます。

○伊藤(渉)委員 一個ずつ聞いていきます。次に、目的信託について伺います。

修正案附則第三項は、別に法律で定める日までの間適用しないとし、別に法律で定める日については、公益信託に係る見直しの状況を踏まえて検討し、その結果に基づいて定めることとしております。これは、受益者の定めのない信託は公益信託に関する改正を行うまで凍結するというものであると考えます。

しかしながら、受益者の定めのない信託については、政府の規制改革会議にも創設の要望が寄せられているなど、ニーズが認められ、かつ、弊害防止のための経過措置まで設けているにもかかわらず、別に法改正をするまで全くその利用を禁止することは合理性に欠けるのではないかと思います。この点についてどのようにお考えでしょうか。

また、信託法案に定めた弊害防止措置でも防止できないと考えている悪用の方法を具体的に御説明いただきたいと思います。

○高山委員 この目的信託ですけれども、要望は確かにあるのかもしれませんが、我々が考える弊害もあり、公益法人制度も、今までだんだん時代にそぐわなくなってきた部分もあるから今改革しようという中でございまして、やはり質疑の中でも、現行公益法人の制度でもできるものと、あるいは、今の公益信託でもう既にそれはひよつとしたらできるかもしれないというものもたくさんありましたし、また、新たに受益者の定めのない信託という新ジャンルを創設することの意義というのが、本場に必要なのかという立法事実、これが確信を持てなかったというのがまず本場の一番のことではあります。

ただ、もう一つ、公益法人制度の改革に合わせなければいけないというのも当然でございまして、今、政府原案においては、公益法人制度に先駆けてこれを導入しようということですから、その導入を急ぐ理由もまた明らかでないというふうに私の方ではまず考えております。

それと悪用ですね。悪用に關しまして、御指摘の目的信託の悪用の具体例ですけれども、これは、執行免脱に悪用する可能性があるのではないかと、これはまず指摘はされておりますし、そもそも、悪用に行く以前の問題として、やはり、目的信託の具体例そのものが、現行の信託制度あるいは公益法人の制度、あるいは寄附、こういった制度で十分可能なのではないかと、この点も考えた上で、我々はこのような条文を入れたということとでございします。

○伊藤(渉)委員 もう一つ行きます。信託財産から費用等の償還について伺います。

修正案第四十九条第二項は、費用を償還する場合に、受益者の同意を得て、信託財産に属する財産を処分することができるとして、信託財産に属する財産の処分について、受益者の同意という要件を追加しております。

費用などの償還は、受益者が信託財産に関して租税、公租その他の費用等をみずから支払った場合に信託財産からその償還を受ける権利であり、現行法におきましても、信託財産に金銭がない場合

合には受益者は信託財産を任意に処分、換価する権限を与えられております。これに対して修正案は、現行法よりも規制を強化しているのはやはり若干合理性に欠けるのではないかと考えます。

例えば、祖父が、これから生まれる孫のために、孫を受益者として長期間にわたり一定額を給付する信託を設定し、孫が生まれる前に死亡をしたとします。しかし、孫が生まれる前に信託財産を管理するために費用が発生したため、受益者は信託財産として運用している有価証券を一部売却して費用を償還する必要がある場合には、受益者は費用をどう償還すればいいのでしょうか。

受益者が現に存在しない以上、その同意を得ることはできませんので、受益者は信託財産を換価して費用を償還することができなくなります。そうすると、費用が償還できない以上、受益者は信託契約を終了させることになると考えられます。そのような結果は委託者の意思や受益者の利益に反するものであり、やはり合理性に欠けると思いますが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○横山委員 御指摘は、費用償還をする場合に、受益者の同意を得なければ信託財産に帰する財産を処分することができないというふうにしたのでは、受益者が正常な判断能力を失った場合、現にその受益者の同意を得ることが客観的に不可能な場合について、必要な費用を受益者が取得できず、信託事務の処理を遅滞させ、あるいは、結局、信託契約の終了を招くのではないかと、この点であると承知いたしております。

しかしながら、御指摘のような事案が仮に生じたとしても、これは信託制度に特有の問題ではなくて、受益者が正常な判断能力を失った場合には、別に成年後見制度を活用することなどによっても対応が可能であると考えております。

いずれにせよ、受益者費用を償還するためにという理由で安易に信託財産の処分を認めた場合には、信託財産という信託目的の達成のために、不適切な財産まで処分されてしまう可能性もありま

点、現行の証券取引法等においては、この信託受益権勘定について、何が裏づけ財産となっているかについて開示する義務はございません。したがって、自己信託制度が導入されますと、例えば不良資産が裏づけ財産となっている場合などについては、従前よりもさらにその実態が開示されないこととなり、財務諸表の信頼性が損なわれるおそれがあると考えます。

この問題に対処するためには、金融商品取引法の政省令等において、信託受益権を財務諸表提出会社、連結子会社が保有する場合には、信託受益権の内容を注記等により開示させること等の措置を講ずべきであるというふうに考えます。

このような問題点があることを踏まえて、本修正案においては、自己信託を実施する上で問題がないことが担保されてから自己信託の規定を適用することとするために、自己信託に係る規定を当分の間適用しないものとしたものでございます。

○伊藤(渉)委員 一個ずつ聞いていきます。次に、目的信託について伺います。

修正案附則第三項は、別に法律で定める日までの間適用しないとし、別に法律で定める日については、公益信託に係る見直しの状況を踏まえて検討し、その結果に基づいて定めることとしております。これは、受益者の定めのない信託は公益信託に関する改正を行うまで凍結するというものであると考えます。

しかしながら、受益者の定めのない信託については、政府の規制改革会議にも創設の要望が寄せられているなど、ニーズが認められ、かつ、弊害防止のための経過措置まで設けているにもかかわらず、別に法改正をするまで全くその利用を禁止することは合理性に欠けるのではないかと思います。この点についてどのようにお考えでしょうか。

また、信託法案に定めた弊害防止措置でも防止できないと考えている悪用の方法を具体的に御説明いただきたいと思います。

○高山委員 この目的信託ですけれども、要望は確かにあるのかもしれませんが、我々が考える弊害もあり、公益法人制度も、今までだんだん時代にそぐわなくなってきた部分もあるから今改革しようという中でございまして、やはり質疑の中でも、現行公益法人の制度でもできるものと、あるいは、今の公益信託でもう既にそれはひよつとしたらできるかもしれないというものもたくさんありましたし、また、新たに受益者の定めのない信託という新ジャンルを創設することの意義というのが、本場に必要なのかという立法事実、これが確信を持てなかったというのがまず本場の一番のことではあります。

ただ、もう一つ、公益法人制度の改革に合わせなければいけないというのも当然でございまして、今、政府原案においては、公益法人制度に先駆けてこれを導入しようということですから、その導入を急ぐ理由もまた明らかでないというふうに私の方ではまず考えております。

それと悪用ですね。悪用に關しまして、御指摘の目的信託の悪用の具体例ですけれども、これは、執行免脱に悪用する可能性があるのではないかと、これはまず指摘はされておりますし、そもそも、悪用に行く以前の問題として、やはり、目的信託の具体例そのものが、現行の信託制度あるいは公益法人の制度、あるいは寄附、こういった制度で十分可能なのではないかと、この点も考えた上で、我々はこのような条文を入れたということとでございします。

○伊藤(渉)委員 もう一つ行きます。信託財産から費用等の償還について伺います。

修正案第四十九条第二項は、費用を償還する場合に、受益者の同意を得て、信託財産に属する財産を処分することができるとして、信託財産に属する財産の処分について、受益者の同意という要件を追加しております。

費用などの償還は、受益者が信託財産に関して租税、公租その他の費用等をみずから支払った場合に信託財産からその償還を受ける権利であり、現行法におきましても、信託財産に金銭がない場合

合には受益者は信託財産を任意に処分、換価する権限を与えられております。これに対して修正案は、現行法よりも規制を強化しているのはやはり若干合理性に欠けるのではないかと考えます。

例えば、祖父が、これから生まれる孫のために、孫を受益者として長期間にわたり一定額を給付する信託を設定し、孫が生まれる前に死亡をしたとします。しかし、孫が生まれる前に信託財産を管理するために費用が発生したため、受益者は信託財産として運用している有価証券を一部売却して費用を償還する必要がある場合には、受益者は費用をどう償還すればいいのでしょうか。

受益者が現に存在しない以上、その同意を得ることはできませんので、受益者は信託財産を換価して費用を償還することができなくなります。そうすると、費用が償還できない以上、受益者は信託契約を終了させることになると考えられます。そのような結果は委託者の意思や受益者の利益に反するものであり、やはり合理性に欠けると思いますが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○横山委員 御指摘は、費用償還をする場合に、受益者の同意を得なければ信託財産に帰する財産を処分することができないというふうにしたのでは、受益者が正常な判断能力を失った場合、現にその受益者の同意を得ることが客観的に不可能な場合について、必要な費用を受益者が取得できず、信託事務の処理を遅滞させ、あるいは、結局、信託契約の終了を招くのではないかと、この点であると承知いたしております。

これにつきましては、参考人質疑等においても次のような問題点が指摘をされているところであります。

自己信託によって自己信託を行った財産が信託勘定に転換をされ、その財産を裏づけとして信託受益権が発行された場合を考えると、仮に資産の消滅要件を満たすという整理が行われたとすると、自己信託を行った企業が信託受益権を引き受けたときは、財務諸表には、その受益権は信託受益権勘定として計上されることとなります。この

点、現行の証券取引法等においては、この信託受益権勘定について、何が裏づけ財産となっているかについて開示する義務はございません。したがって、自己信託制度が導入されますと、例えば不良資産が裏づけ財産となっている場合などについては、従前よりもさらにその実態が開示されないこととなり、財務諸表の信頼性が損なわれるおそれがあると考えます。

この問題に対処するためには、金融商品取引法の政省令等において、信託受益権を財務諸表提出会社、連結子会社が保有する場合には、信託受益権の内容を注記等により開示させること等の措置を講ずべきであるというふうに考えます。

このような問題点があることを踏まえて、本修正案においては、自己信託を実施する上で問題がないことが担保されてから自己信託の規定を適用することとするために、自己信託に係る規定を当分の間適用しないものとしたものでございます。

○伊藤(渉)委員 一個ずつ聞いていきます。次に、目的信託について伺います。

修正案附則第三項は、別に法律で定める日までの間適用しないとし、別に法律で定める日については、公益信託に係る見直しの状況を踏まえて検討し、その結果に基づいて定めることとしております。これは、受益者の定めのない信託は公益信託に関する改正を行うまで凍結するというものであると考えます。

しかしながら、受益者の定めのない信託については、政府の規制改革会議にも創設の要望が寄せられているなど、ニーズが認められ、かつ、弊害防止のための経過措置まで設けているにもかかわらず、別に法改正をするまで全くその利用を禁止することは合理性に欠けるのではないかと思います。この点についてどのようにお考えでしょうか。

また、信託法案に定めた弊害防止措置でも防止できないと考えている悪用の方法を具体的に御説明いただきたいと思います。

○高山委員 この目的信託ですけれども、要望は確かにあるのかもしれませんが、我々が考える弊害もあり、公益法人制度も、今までだんだん時代にそぐわなくなってきた部分もあるから今改革しようという中でございまして、やはり質疑の中でも、現行公益法人の制度でもできるものと、あるいは、今の公益信託でもう既にそれはひよつとしたらできるかもしれないというものもたくさんありましたし、また、新たに受益者の定めのない信託という新ジャンルを創設することの意義というのが、本場に必要なのかという立法事実、これが確信を持てなかったというのがまず本場の一番のことではあります。

ただ、もう一つ、公益法人制度の改革に合わせなければいけないというのも当然でございまして、今、政府原案においては、公益法人制度に先駆けてこれを導入しようということですから、その導入を急ぐ理由もまた明らかでないというふうに私の方ではまず考えております。

それと悪用ですね。悪用に關しまして、御指摘の目的信託の悪用の具体例ですけれども、これは、執行免脱に悪用する可能性があるのではないかと、これはまず指摘はされておりますし、そもそも、悪用に行く以前の問題として、やはり、目的信託の具体例そのものが、現行の信託制度あるいは公益法人の制度、あるいは寄附、こういった制度で十分可能なのではないかと、この点も考えた上で、我々はこのような条文を入れたということとでございします。

○伊藤(渉)委員 もう一つ行きます。信託財産から費用等の償還について伺います。

修正案第四十九条第二項は、費用を償還する場合に、受益者の同意を得て、信託財産に属する財産を処分することができるとして、信託財産に属する財産の処分について、受益者の同意という要件を追加しております。

費用などの償還は、受益者が信託財産に関して租税、公租その他の費用等をみずから支払った場合に信託財産からその償還を受ける権利であり、現行法におきましても、信託財産に金銭がない場合

合には受益者は信託財産を任意に処分、換価する権限を与えられております。これに対して修正案は、現行法よりも規制を強化しているのはやはり若干合理性に欠けるのではないかと考えます。

例えば、祖父が、これから生まれる孫のために、孫を受益者として長期間にわたり一定額を給付する信託を設定し、孫が生まれる前に死亡をしたとします。しかし、孫が生まれる前に信託財産を管理するために費用が発生したため、受益者は信託財産として運用している有価証券を一部売却して費用を償還する必要がある場合には、受益者は費用をどう償還すればいいのでしょうか。

受益者が現に存在しない以上、その同意を得ることはできませんので、受益者は信託財産を換価して費用を償還することができなくなります。そうすると、費用が償還できない以上、受益者は信託契約を終了させることになると考えられます。そのような結果は委託者の意思や受益者の利益に反するものであり、やはり合理性に欠けると思いますが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○横山委員 御指摘は、費用償還をする場合に、受益者の同意を得なければ信託財産に帰する財産を処分することができないというふうにしたのでは、受益者が正常な判断能力を失った場合、現にその受益者の同意を得ることが客観的に不可能な場合について、必要な費用を受益者が取得できず、信託事務の処理を遅滞させ、あるいは、結局、信託契約の終了を招くのではないかと、この点であると承知いたしております。

す。このような事態が生じた場合に最大の不利をこうむるのは受益者である。今回、新たな信託法が成立した際には、高齢者や障害者などのため信託制度が活用されることが想定されており、このような方々が不利益をこうむることがないよう、防止措置を講じておくことは必要不可欠であると考えております。

○伊藤渉委員 ありがとうございます。

以上で、質問を終わります。

○七条委員長 次に、細川律夫君。

○細川委員 民主党の細川律夫であります。

今回の信託法案は、新しいタイプの信託が認められますので、経済活動にとって大変プラスの効果を与えるものだというふうに認識をしております。そして、障害者やあるいは高齢者などの社会的弱者のためにもこれまた重要な意義があるというふうに考えておりますが、そういう法案に対して修正案が出されました。こういった趣旨で提案されたのか、その概要を提案者に伺いたいと思います。

○高山委員 細川委員の質問にお答えいたします。

今回の信託法案は、一九二二年に制定された信託法について、その表記を現代語化し、これまで必ずしも明らかでなかった受益者の権利や受託者の義務等に関する規定を整備するとともに、現代の社会経済情勢に対応した多様な信託の利用形態に対応するため、新たな諸制度を導入するものであるというふうに理解しております。

私たち民主党といたしましても、信託制度が、資産流動化などの経済活動のみならず、高齢者や障害者などの民事の場面においても大いに活用されることを期待しているところであります。しかしながら、政府原案には、以下のような問題点があります。

まず、信託行為における別段の定めにより、受託者の義務を大幅に緩和、軽減できるものとしており、特に高齢者や障害者が活用することが予定

されている民事信託において、受益者の利益が損なわれる可能性がやはり否定できないという部分であります。また、自己信託については、企業会計など周辺ルールが未整備のまま導入されれば、租税回避、または第二、第三のライブドア事件などの温床となりかねないとの指摘が専門家からなされているにもかかわらず、特別の濫用防止措置が講じられていない。そしてさらに、受益者の定めのない信託については、先ほどからありましたけれども、公益法人改革や公益信託制度に関する部分の見直しとの整合性がとれていないという疑問が残るところであります。

民主党の修正案は、さきに述べた点について最小限度の手直しを行うことにより、信託制度の本質を踏まえた新しい信託制度の成立を目指すというものであります。

○細川委員 大変よくわかりました。

次に、第二十八条について質問をいたします。二十八条は、信託事務の処理を第三者に委任できる場合を定めております。それに対しての修正なんですけれども、その第一号を、信託事務の処理を第三者に委託することができる旨の定めがあるとき、その後、この修正案では、「当該委託が受益者の利益を害することが明らかであるときを除く。」という語句を加えておまして、第三者に委託できる場合を限定いたしております。

さらに第二号ですが、信託行為に信託事務の処理の第三者への委託に関する定めがない場合に、原案は、「信託事務の処理を第三者に委託すること」が信託の目的に照らして相当であると認められるとき、このようにしておりますけれども、その「相当である」という部分を、この修正案では、「やむを得ない事由がある」というふうに変えて、ここでも第三者に対する委託ができる場合を限定しております。

それから第三号ですが、信託事務の処理を第三者に委託してはならない旨の定めがある場合ですが、原案が単に、「信託の目的に照らしてやむを得ない事由があると認められるとき、こういう

ふうになっておりますけれども、修正案では、それに加えて、「かつ、当該委託について受益者の承認を得たとき、こういう文言を加えて、一号、二号と同様に、第三者に委託できる場合を限定いたしております。

このように、二十八条では、信託事務の処理を第三者に委託することについての限定をしておりますけれども、これはどうしてこういうような限定をさらに加えているのか、提案者にお伺いをいたします。

○石関委員 委員の御指摘の事項につきまして、まず、信託法のこの法案第二十八条の第一号において、受託者が信託事務の処理を第三者に委託することができる場合について、信託行為に信託事務の処理を第三者に委託する旨の定めがある場合においては、当該委託が受益者の利益を害することが明らかであるときを除くものとして修正点、それから、信託法案第二十八条第三号において、受託者が信託事務の処理を第三者に委託することができる場合について、信託行為に信託事務の処理を第三者に委託してはならない旨の定めがある場合においては、信託事務の処理を第三者に委託することにつき信託の目的に照らしてやむを得ない事由があると認められ、かつ、当該委託について受益者の承認を得たときとすることに係る修正点についてであるというふうに理解をさせていただきます。

現行法では、第二十六条の第一項で、「受託者ハ信託行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外ハ自己ニ代リテ信託事務ヲ処理セシムルコトヲ得」と規定をされているところであります。この規定の趣旨は、そもそも信託制度が受託者に対する個人的、主観的信頼を基礎とする財産管理制度でありますから、その信頼を保護するために受託者みずから

が信託事務を処理しなければならぬものである、また、みだりに他人に信託事務の代行をゆだねるべきでないとの考え方、すなわち、自己執行義務の原則及び代人使用禁止原則を定めたもので

ありますが、信託行為に別段の定めがある場合と、そしてやむを得ない事由がある場合に限って、さきに述べた原則的な禁止を解除するものであるというふうに理解をしております。

一方、政府原案においては、第二十八条で、受託者が信託事務の処理を第三者に委託する場合について、「受託者は、次に掲げる場合には、信託事務の処理を第三者に委託することができ」と規定した上で、第一号として、「信託行為に信託事務の処理を第三者に委託する旨又は委託すること」ができる旨の定めがあるとき」と、第二号として、「信託行為に信託事務の処理の第三者への委託に関する定めがない場合において、信託事務の処理を第三者に委託することが信託の目的に照らして相当であると認められるとき」と、それから第三号として、「信託行為に信託事務の処理を第三者に委託してはならない旨の定めがある場合において、信託事務の処理を第三者に委託することにつき信託の目的に照らしてやむを得ない事由があると認められるとき」というふうに規定をしております。

とは申しましても、社会の分業化、専門化が進んだこの現代社会においては、信託事務のすべてを受託者が処理することとしたのでは、かえって受益者の利益を害すること十分に考えられるところがございます。このため、民主党としても、一定の範囲で信託事務の処理を委託することを認めることについてはやぶさかではないという立場でございます。

しかしながら、委託についてはあくまで、先ほど申し上げました原則に忠実であるべきである、政府原案のように、信託行為に定めがあれば無条件に委託できることとして、受託者の判断で容易に委託できることとするのは適当ではないと考えております。

このため、本修正案においては、信託事務の処理を第三者へ委託することができるとして、第一に、信託行為に信託事務の処理を第三者に委託することを許容する旨の定めがある場合で

あつても、当該委託が受益者の利益を害すること
が明らかであるときは委託できないこととするこ
と、第二に、信託行為に信託事務の処理の第三者
への委託に関する定めがない場合においては、信
託事務の処理を第三者に委託することが信託の目
的に照らしてやむを得ない事由があると認められ
るときに限って委託できるとすること、そして
第三に、信託行為に信託事務の処理を第三者に
委託してはならない旨の定めがある場合において
は、信託事務の処理を第三者に委託することにつ
き信託の目的に照らしてやむを得ない事由がある
と認められ、かつ、当該委託について受益者の承
認を得たときとすることとして、委託することが
できる場合をそれぞれ限定することとしたもので
ございます。

○細川委員 それでは次に、第二十九条二項につ
いてお伺いをいたします。

原案では、このようになっております。「受託者
は、信託事務を処理するに当たっては、善良な管
理者の注意をもって、これをしなければならぬ。
ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、そ
の定めるところによる注意をもって、これをする
ものとする。」こういうふうになっておりますけれ
ども、修正案では、このただし書きのところを全
部削除して、受託者の善良な管理者の注意義務と
いうものを非常に厳格化している提案なんですけ
れども、これはどうしてこういうふうな削除に
なったんでしょうか。その趣旨をお伺いいたしま
す。

○石関委員 お答えいたします。

御質問のところ、受託者は、委託者や受益者の
特別の信任を受けて信託財産の管理または処分そ
の他信託目的の達成のために必要な行為を行うの
であるから、信託事務の処理に当たっては、受託
者の属している職業や社会的地位に応じて一般に
期待されている注意義務、すなわち善良な管理者
の注意義務を負うべきことは当然であると考えま
す。特に、今回の信託法では、高齢者や障害者の
扶養等のために信託制度を活用することが期待を

されているところであります。受託者に高度な注
意義務を負わせることは、これらの円滑な活用を
確保するためにも不可欠なものであると考えま
す。

この点について、政府原案におきましても、原
則として受託者が善良な管理者の注意義務をも
つて信託事務を処理すべき旨、規定しているところ
でありますが、私的自治の尊重という名目で信託
行為の定めにより注意義務を軽減することを認め
ており、受益者の保護の観点から問題があると言
わざるを得ません。

このため、本修正案においては、信託行為に別
段の定めがあるときは、その定めるところによる
注意をもってこれをするものとする旨のただし書
きを削除することとし、原則どおり、受託者は善
良な管理者の注意義務をもって信託事務を処理す
べきことを明記したものでございます。

○細川委員 次に、三十一条、それから三十二条
についてお聞きをいたします。これは、受託者と
受益者の利益相反行為の制限規定でございます。

そこで、三十一条第二項第一号に、修正案では、
「(当該行為が受益者の利益を害することが明らか
であるときを除く。)」こういう括弧書きでこの文
言を加えております。それから、第二号で、原案
は、「受託者が当該行為について重要な事実を開
示して受益者の承認を得たとき。」となっており
ますが、修正案ではこれを削除いたしております。
それから、三十二条第二項も三十一条と大体同様
でございます。いづれの修正も、受託者と受益
者の利益相反行為について、原案よりもより厳格
な修正内容になっておりますけれども、それはど
ういう趣旨でそのようにされたのか、その趣旨を
お伺いいたします。

○横山委員 お答えいたします。

政府原案においては、受託者が当該行為につ
いて重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき
は、第三十一条第一項各号及び第三十二条第一項
に規定する利益相反行為をすることができると
してあります。

しかしながら、幾ら不利益をこうむる当人であ
る受益者が承認したからといって、客観的に見
る限りは受託者の行為が利益相反行為である以上
は、そのような受託者の行為を有効なものとして
許可してしまうことは、信託の基本である信頼、
信託関係という性格にもとるものと考えられま
す。

そこで、まず第一に、信託行為に利益相反行為
をすることを許容する旨の定めがあるときに、受
託者が当該行為をすることができるとは、当該行
為が受益者の利益を害することが明らかであるこ
と以外に限るよう規定するとともに、第二には、
受託者が利益相反行為について重要な事実を開示
して受益者の承認を得たときは、受託者は当該行
為をすることができるとする旨を、この規定
を削除することとした次第です。

○細川委員 次に、三十一条の第三項、それから
三十二条の第三項、このいづれも、受託者と受益
者との利益相反行為の場合に、受託者の通知義務
に関する規定が入っております。

原案では、「信託行為に別段の定めがあるとき
は、その定めるところによる。」こういうただし書
きがござります。しかし、修正案ではこのただし
書きをすべて削除、こういうことになっておりま
すけれども、これはどういう趣旨で削除している
のか、お答えいただきたいと思ひます。

○横山委員 第三十一条第三項ただし書き及び第三
十二条第三項関係についての質問でございます。

政府原案におきましては、利益相反行為にか
かる受託者の通知義務について、「信託行為に別
段の定めがあるときは、その定めるところによ
る。」ものと、こうされております。

にかんがみると、受託者が利益相反行為をした旨
の事実を受益者に了解させることは非常に重要な
義務であると言えます。

政府原案においては、受託者が利益相反行為を
行った場合であっても、そのことを受益者に通知
しない旨を信託行為において定めることが可能と
なっており、これでは受益者の利益を不当に害す
るおそれがあると考えている次第です。そこで、
利益相反行為にかかわる受託者の通知義務につ
いて、信託行為に別段の定めがあるときは、その定
めるところによるものとする旨の規定を削除する
こととした次第です。

○細川委員 以上で、私の質問は終わります。

○七条委員長 次に、大串博志君。

○大串委員 ありがとうございます。きょう、お
時間をいただきました。信託法改正案、そしてま
た民主党側からの修正案も含めて議論を深めさせ
ていただければというふうに思ひます。

先般、信託法を改正することに關するメリッ
ト、それからデメリット、リスクですね、そして、
それに対してどういうふうな措置がとられている
かということをする議論してきたわけございま
すけれども、そのリスクの中で、私も前回かなり
指摘させていただきましてけれども、特に、自己
信託を中心として、新しい制度が入ることによつ
て、例えば会計上、監査、そういう面でのリスク
を抑制する措置が十分にとられているかというこ
ろを中心に議論してきました。きょう、その辺
をちよつと深めながら、もう少し議論させてい
ただければというふうに思うところでございます。

まず第一に自己信託の方から入っていければと
思うんですが、自己信託のメリットとして、前回
もちよつと指摘がございましたけれども、いろい
ろなメリットが考えられると。

その一つとして、例えば、債権を保有する主体、
銀行なんかもそうですけれども、債権をたくさん
保有する主体が、債権の流動化という観点から自
己信託を用いることによってまた有効活用してい
く可能性がある。その一つの例として、銀行など

が不良債権比率を下げるというような効果も達成しつつ流動化を図っていくというような話がございますけれども、銀行が、この流動化のために自己信託を使うことによって不良債権比率を下げることはできる、この点について、金融庁の方に御確認したいんですけれども、本当に不良債権比率を下げるという結果につながるのか、お願いします。

○渡辺(恵)副大臣 大串委員には釈迦に説法というのでございましょうが、確かに不良債権比率は下がり、自己資本比率が向上いたします。信託受益権を第三者に売却すれば、資産が圧縮をされます。つまり、リスクアセットが小さくなる、自己資本比率の分母が小さくなるわけでございますから、自己資本比率は向上するということになりま

す。これは、一般の不良債権のオフバランス化と同様の現象でございします。

○大串委員 ありがとうございます。
その点、まさに今おっしゃったところなんです。自己信託によって自分の持っている債権を自己信託します。それを信託受益権として販売していく。信託受益権として販売した後は、信託受益権を有するということ。オフバラされた効果を有する部分に関しては、不良債権比率を下げる効果が達成できるし、かつ、自己資本比率の向上にも当たるということだったんですね。

ところが、ここが非常に、本当にそれでいいんだろうかというような疑問といたしますか、もう一回よく考えてみなさいけないんじゃないかということを思うわけでございます。例えば、その信託受益権が銀行の連結子会社に販売された場合にはどうなるかというような論点もあらうかと思

います。この点につきましては、前回の審議の中で、連結子会社に販売された場合には、連結子会社なんだからそれはオフバラとは言わないんだという

ような答弁もありました。
一つ考えるに、自己信託ですから、債権の所有権は銀行に残っているわけです。所有権が銀行に残っている中で、しかし、信託受益権が販売されればオフバラになる。ここは、この基本的な、根本的な考え方がどんなものなのかというのがよくわからないわけです。つまり、所有権が銀行に残っているんだけれども、所有権は残っている中で、なぜ、信託受益権が販売されればその分オフバラというふうな性質になったと言えるのか。なぜ、所有権が残っているのにもかかわらず、信託受益権がなくなればオフバラと言えるのか、ここはどういうふうな考えればいいんでしょうか。

○畑中政府参考人 お答えいたします。
自己信託の場合、あるいは通常の信託も同様でございしますが、信託をされますと、形式的な管理処分権は受託者に移りますが、実質的な管理処分権は受益者に移転をする、この特質を踏まえまして、そういった形態が生じた場合にはオフバランスが会計上も認められるということでございます。

○大串委員 これまでの信託と同様というようなあれがありましたが、この自己信託でございしますけれども、やはり、これまでの信託とはちよと根本的に違った性質になっているんじゃないかと私なんか思うわけですね。すなわち、これまでの信託であれば、他者に所有権が移って、そこで信託受益権が販売されていくわけですが、今、今回の場合は、銀行そのものに所有権が残ったまま、信託受益権が販売されていくということでございます。

恐らく、信託受益権が販売されていった後はその部分のリスクアセットが減るという考え方はどういうことかという、すなわち、信託された債権、これは所有権を持っているけれども、この所有権に関する収益権なりあるいは収益権に伴うリスクファクター、これが信託受益権に化体されて、それが移ってしまうというところが会計の考え方に沿う、すなわち、リスクアセットから信託受益権が買い取られた分を落としていいという根拠なんだらうと思います。

例えば、今、金融商品なんかでいろいろなもの

が発売されてきています。銀行が債権を保有したまま、その銀行が保有する債権の収益権あるいはリスクをヘッジするための手段として、例えば、最近デリバティブなんか売り出されるわけですね。例えば、百という債権、これの収益を見合いとしながら、それに対する下ぶれリスクをヘッジするためにいろいろなデリバティブが販売されて、そのいろいろなデリバティブをいろいろの第三者の投資家が買うことによって、実質上、その銀行はこの債権に対するリスクを負わない。逆に、その分収益を移転していることになるわけですね。けれども、そういうふうなこともあるわけですね。

よくよく考えると、自己信託というのは、債権を保有しながら、所有権を維持しながらデリバティブを販売して、リスクとリスクを見合った収益権を見合いにしながらリスクを外出していくということと、事実上、全く変わらないんですね。にもかかわらず、この自己信託の場合には信託受益権が販売された分だけに関しては不良債権比率こぼがあるんじゃないかというふうに思うんですね。この辺はどうでしょう。

○畑中政府参考人 先生御案内のように、クレジットデリバティブというのは、社債でありますとか貸付債権の信用リスクの移転などを目的として、当事者同士で個別に条件を決めて行う取引でございます。このクレジットデリバティブを活用して貸付債権のリスクを低下させた場合、不良債権額あるいは不良債権比率は減少いたします。

御指摘のとおりでございます。
他方、自己信託の場合には、信託受益権の第三者への売却によりまして、先ほど申し上げましたように、信託財産を実質的に保有しない状況になる場合にはオフバランスが認められ、結果として不良債権比率の低下につながる。これも御指摘のとおりでございますが、こうした違いが生じますのは、御指摘のクレジットデリバティブの場合には、保有する資産の経済価値の低下に対するヘッジ手段である、これが目的でございますが、自己

信託の場合には、先ほど申し上げましたように、資産のオフバランスが達成される、この違いがあらうかと思ひます。

○大串委員 今御答弁いただいた最後のくだりが非常に重要でございまして、自己信託の場合にはオフバランスが達成される、そこが違うんだとすばとおっしゃいましたけれども、なぜオフバランスが達成されるとすばと云えるかというところがまさにかきでございまして、実態上、金融商品というのは、日々いろいろなものが出てきています。デリバティブもいろいろなつくり方があり得まして、かつ、実際にいろいろなものが出てきているんですね。

実態上、債権を持ちながらデリバティブを売っていることとほとんど変わらない形での自己信託プラス受益権販売ということ、この二つが、経済行為としては恐らく非常に似通ったものであるにもかかわらず、不良債権処理という観点からするとこぼが生じる、でこぼこいいますか、違いがあるというふうな、こういう実態面の違いもあるわけでございします。恐らく、この辺は会計上のルールという検討を通じてさらに深めていかなきゃいけない話なんだろうと、まさに最初に御指摘しましたように思うところでございします。

ですから、こういう点からしても、会計と今回の信託法改正による自己信託の導入等々に関しては、今話したことは極めて技術的なように聞こえますけれども、実態上は、不良債権処理額を大きく左右するという意味において、行く行く大きな差異をもたらしていく可能性があると思うんですね。ですから、こういう会計上の取り扱い面に関しては非常に、慎重の上にも慎重を期していかなきゃならないというふうに先日来申し上げているところでございします。

もう一つ、会計の取り扱いについて、前回議論したことをもう少し深めさせていただければと思います。

例えば、自己信託を用いて事業を信託していくことによって、前回、橋上参考人からの説明にも

ありましたけれども、ライブドア問題というのが起りましたけれども、あれと実質非常に似たようなことが起こっていくんじゃないかと。ライブドア問題を通じていろいろなセーフガードを法律あるいは会計ルールの中で入れてきましたけれども、それをもつてしても、今回、自己信託あるいはそれを用いた事業信託が行われることによって、セーフガードができなくなるということがあり得るんじゃないかということが言われております。

そこで、ライブドア問題を受けて会計上のたがの締めが行われているわけですが、これは、一つは金融商品取引法によって開示及び連結のルールを厳しくし、かつ、会計士の皆さんの民間団体の方々の御努力で実務対応報告二十号というのがつくられて、まさにライブドア問題で起こったような組合の場合の連結のルールを明確化したということがございます。

前回もちょっと話を進めようとして、なかなか深まらなかったんですけれども、今回、自己信託を用いて事業信託を行っていく。その場合に、連結の問題に踏み込んで議論しますと、ライブドア問題で起こったような、本来は連結で表示すべきような問題が、この事業信託という制度を用いたことによって連結逃れといえますか、実態上は同じようなものなのにもかかわらず、連結しないでよくなる、連結逃れみたいなことになるんじゃないかという気がするんですが、現在の実務対応報告二十号によると、自己信託をしてそれによる事業信託の場合には連結の対象になるのかならないのか、その事実関係を、ひとつ答弁をお願いいたします。

○畑中政府参考人 ただいま御指摘ございました、ことしの九月に公表されました実務対応報告二十号、これによりますと、会社がみずから出資しております投資事業組合を連結するか否かの判断基準といたしまして、一つには、当該会社が投資事業組合につきまして業務執行権限の過半を所有している場合や、業務執行権限の過半を所有し

ていない場合であっても、自己と緊密な者等と合わせて業務執行権限の過半を所有し、かつ、当該投資事業組合の資金調達総額のおおむね過半について提供を行っている場合等には、原則としてこの組合は連結されるということが明らかに becoming いるところがございます。それは御指摘のとおりでございます。

これが自己信託の場合にどうなるかということですが、これまでの再三お答えしておりますが、いわゆる信託財産につきまして受益権を売却しない、すなわち自己保有のままでありまして、貸借対照表からオフバランスは認められないことになるわけがございます。これは自己信託やいわゆる事業信託も同様でございます。

御関心は、オフバラされる場合にどうなるかということでございますが、一般的には、受益権の売却先が委託者の子会社でありますとか関連会社である場合には、委託者の連結財務諸表に当該信託財産が反映されることになるものと考えておりますが、具体的な連結のあり方につきましては、今申し上げました実務対応報告二十号ではカバーされておらず、これはあくまでも投資事業組合に関する取り扱いでございますので、この点の御関心の具体的な連結のあり方につきましては、ASBJにおいて今後明確化が図られていく、このように考えております。

○大串委員 なぜこの問題をもう一回取り上げたかと申しますと、最後に、今後委員会の方で具体的な連結のあり方について検討されるということではありましたが、御指摘させていただきまして、連結になるかならないかという会計のルールの根本的な考え方は、御案内のように、どれだけの現金を出しているか、つまり出資、株式なりいろいろな形でお金を出すことによって、それによって口を出す権利、物と言う権利を持つていくか。すなわち、株式を五割以上持つていくかとか、あるいは二割以上持つていくかとか、あるいは一五%という閾値もございまして、それプラス、いわゆる実行力基準といまして、どれだけ株式

とか現金に反映されて口を出す権利を持つていくか、プラス、例えば人を派遣しているかとか、あるいは意思決定にどれだけ影響力を持つとか、あるいは重要な技術を提供しているかとか、そういうふうにお金、そしてそれに結びつく投票権なり口を出す権利に関連しない内容においても実質上影響力を及ぼし得るかということも加味して連結するかどうかというのは考えられるというのが現在の会計ルールの考え方です。

これを前提として、実務対応報告と照らして事業信託の場合を考えると、今おっしゃいました、信託受益権がずっと販売されていって、信託受益権が販売され切ってしまうオフバラになるんだと。そうすると、恐らく考え方としては連結しない方向になっていくんだと思いますけれども。

そこで考えなきゃならないのは、では、どれだけ信託受益権を販売してしまつたら連結しなくていいのかというところを決めなきゃならぬというのが一つ。もう一つは、それとの兼ね合いで、自己信託をしている、すなわち、自分が信託をし、かつ、自分が信託を受けている。そこにはある一定の、いわゆる管理関係があるわけですが、その自己信託をお願いし、かつ、自分で受けているという関係が、先ほど私が申しました実行力基準、すなわち、事業信託した事業部門における実質的な意思決定にどれだけもとの会社たるところが依然として影響力を持ち続けているかというところの評価もしつかりした上で会計基準をつくらないといけないということであると思うんですね。

ですから、その会計基準のどちらの判断は、自己信託というものが実際に会社本体からなされて、事業信託の方でどの程度意思決定に本社の影響力が及ぶのかというところも綿密に考えてみないとわからないと思うんですね。ですから、私は、委員会における議論というの、実はそんなに簡単じゃないだろうというふうに思うんです。

実際、ライブドア問題も含めて、連結問題に關してはいろいろ会計委員会の方で基準を締め直し

てもらってきましたけれども、ライブドア事件みたいな問題が起こった。それは組合という新たなスキームがどんどん出てきて、それに対応できていなかった、そういう事例が実際日本でもあったわけでありまして。今回、自己信託という全くこれまで我々が知らなかったものが出ていく、それに對して会計ルールが追いつくかどうかというのはやはり非常に心配だ。この委員会でも言われている、今私が申し述べたように、自己信託した場合にどれだけ実効的な支配権なり意思決定に影響を及ぼすかというのは全く未知なわけでございます。

そういう中で、今この信託法改正案においては、一年半以内の施行プラス一年のうちに自己信託に關しては入ってくるということになっていきますけれども、本当にこれで、今申し上げたような複雑な会計基準も含めて議論し終えて、そして万全な体制で自己信託が入っていくんだというふうな自信を持って大臣は言えるのかというところについて、ぜひ御答弁をお願いしたいと思います。

○長勢国務大臣 自己信託は新しい制度でございますので、内容その他、周知徹底を図ることが必要であります。また、御指摘のように、会計上あるいは税務上の取り扱い、運用についてもしっかりとしたものにしていくことが必要であるということはそのとおりでございます。そういうことがありますので、法案では、ほかの部分とは区別をして、自己信託の部分の施行を実質的に一年延期することにしておるわけがあります。

今、先生御専門でありますので、なかなか難しいお話でありまして、素人の私にはわからないところも正直言つてありましたけれども、もう御承知のとおり、専門家の集まりであります企業会計基準委員会では審議をされるわけで、専門家の皆さん方がきちんとした議論をされますので、その間にきちんとした結論を出していただけると確信をしております。また、法務省にいたしまして、その議論が十分行われるように協力をしたい、このように思つておる次第でございます。

いますので、御質問の一年で十分かということについてお答えすれば、十分に必要な検討が行われるというふうには確信をいたしております。

○大串委員 今御答弁いただきましたけれども、先日来る議論していただきますように、この面が非常に心配なんです。かつ、問題があるということが非常によくわかっています。

一年半以内にこの信託法改正案が動き出して、かつ、プラス一年、その後一年で自己信託が入ってくる。先般来議論がありましたように、会計ルールに関しては、これは民間団体ですから、政府でいつまでに結論を出してくださいとか、こういうふうな決め打ちすることはできない。そういう中で、大臣は法律案の責任者でいらっしゃるから、一年半プラス一年ということ、こんなに問題があり得るということがだんだん議論の中で浮き彫りになってきていることがなぜ大丈夫と言えるのか、その根拠のところを私、実に今回聞いたわけなんです。ぜひもう一度答弁をお願いします。

○長勢国務大臣 専門家の企業会計基準委員会です。今までもいろいろな事案を処理されてきたと聞いておりますし、こういう問題の關係の金融庁さん初め皆さん方とも相談をして一年間ということにいたしておりますので、十分な時間であると思っております。

○大串委員 大臣、済みません。しつこくて大変恐縮ですけれども、二年半でございすね。二年半という期間が、この会計、今私は大変専門的に申しました。実は非常に専門的な領域ではあるわけです。かつ、日本において未知な領域ではある。

二年半という期間が、法律の責任者として、提出された二年半ということでは、大臣は出されたんだと思えますけれども、先ほど来聞いていますけれども、なぜ二年半なら大丈夫というふうにお考えになったのかという、そこなんです。いや大丈夫と確信しているから大丈夫だということでは、私は非常に心配です。そのくらい大きな問題を今後はおぼろげにみえないかという改正だと私は思っています。

もう一度。済みません、大臣、お願いします。なぜ二年半あれば大丈夫というふうには確信されたのか、その御意見をお願いします。

○長勢国務大臣 自己信託にかかわるいろいろな制度を法務省としては十分説明をいたしていきまので、今まで専門家の方々がこういう問題に取り組んでこられた実績その他を含めて、二年半あれば大丈夫だというふうには皆さんおっしゃっておりますので、そうだと思っております。

○大串委員 今、これまでの議論の実績等々とおっしゃいましたけれども、今までの議論の実績とはどういふことなんでしょうか。その点について、もし、参考事例、こういうことがあるから大丈夫なんだというふうなことがあるのであれば、それは非常に参考になりますけれども、何かその根拠はあるんでしょうか。

○渡辺(喜)副大臣 企業会計基準委員会は民間団体ではございますが、前回もお答えいたしましたように、金融庁から要請をしております。投資事業組合のときもそうでございました。実質支配基準というものがもう既に当時あったわけでありまして。しかしながら、その基準がいまいち不明確ではないかということが問題になりました。さらにこれを、より明確なルールをつくるべきではないかという要請に対して、企業会計基準委員会は実に真摯にやってくださったと思っております。パブリックコメントにも付しました。

したがって、新しく出てまいりましたルールでいけば、これはもう疑いの余地がないぐらいに連結の対象になるということがわかるわけでございます。したがって、この信託法に關しまして、来年の夏までには当然、パブリックコメントという手続を経まして、新しいルールをつくってくれるものと確信をいたしておりますし、自己信託についてはさらにその一年後でございますから、十分な審議、検討の時間を経て、必ず企業会計基準委員会において会計基準はつくってくれるものと考えております。

○大串委員 今の御答弁をお聞きしております

と、先ほど長勢大臣がおっしゃった、会計ルールに關して、これまでの実績を踏まえると二年半で十分だと思われまふというところに対するお答えはなかった。すなわち、やはり答えとしては、二年半あれば十分だと確信しているところにとどまっておりますという理解でよろしいでしょうか。

○渡辺(喜)副大臣 企業会計基準委員会は民間の団体ではあるけれども、やはり会計基準という大変な、重要なルールの作成の担い手でございます。したがって、そういう立場から、法が施行され、現実の信託の新しい制度がスタートするときに、これはあり得ないことではございません。日本の会計基準と、今、国際会計基準のコンバージェンスという問題も抱えてやっておりますのでございますが、日本の市場が、グローバルな市場から見ても会計基準も異質で、全くこれは話にならないというふうなことはあり得ないことではございます。また、大串委員に私が答弁するのは本当に釈迦に説法というものでございますが、そのあたりは会計基準委員会を信頼したいと思っております。

○大串委員 これまでの投資組合等々、ファンドの連結のルールの検討のときの例なんか踏まえると大丈夫だとかそういうふうなことは、いやなかなと思いますけれども、自己信託というのは今回全く新しい制度で、自己信託した場合に、本社と事業信託されたところの部局がどれぐらい経営執行権あるいは意思決定で影響を受けるか、これも今まで経験したことのない世界に入っていくわけでございます。だから、そういう点も踏まえると、組合があった、その連結を検討してきた、それはこの何カ月かで終わつたから、自己信託の場合の連結基準も早々にできるだろうというのは、私は大間違いじゃないか、全く新しい領域に及んでいふに思っています。

この点、民主党の修正案においては、この辺の

緊張感も大変持つてやってもらっているんだらうと思えますけれども、どのような内容になっているか、お聞かせいただければと思います。

○高山委員 この一年間の施行延期というんでしょうか、これに關して我々の方は、「当分の間」という書き方をしておりますけれども、これは、先ほど来の大串委員からの御懸念、これがやはりきつちりと解決されて、それでみんなにきちんとこの信託の制度が使ってもらえるように、關係の税制ですとか会計基準、これが整備されてから施行されるのがやはり一番、この信託制度そのものの信頼性を高めることにもなりますし、また、逆に言えば、政府側の先ほどの答弁のように、これはふたをあけてみたら一年だったということももちろんあるわけでございますので、非常に適切な書き方であると自画自賛しております。

○大串委員 より安全な案の方が望ましいということをおし上げて、私の質疑を終わりたいと思っております。

ありがとうございます。

○七条委員長 次に、平岡秀夫君。

○平岡委員 民主党の平岡でございます。

渡辺副大臣、帰ってしまわれるのは大変寂しいですけれども、今の議論を続けようと思っております。すけれども、実はちょっと、きょうは質疑が終局されそうということで法務大臣以下しか質問通告をしませんので、済みません、残念ながら、ルールに違反して質問しようとは思いませんので、法務大臣それから法務省の方に、ちょっと今の流れの中で聞いていきたいと思っております。だから、法務省が承知している範囲で答えていただければいいんだらうと思っておりますけれども、私のきょう予定していた質問の順序を変えさせていただきます。今議論が盛り上がりまして自己信託の話、適用延期の話についてちょっと質問してみたいと思っております。

金融庁が、先ほどの企業会計基準委員会の方に要請をしたというふうには言っておられました。当然、法務省としてもそういう要請がされていると

いうことについては承知されているというふうに
思いますけれども、どういう要請をしているか、
この点を明らかにしていただきたいと思っています。
○寺田政府参考人 私どもの承知している範囲で
は、新しい信託法についての会計基準ということ
で、今までの会計基準に新しくつけ加えるある
いは修正するべきところがあるということにつ
いての検討をお願いしたいということであらう
ように聞かされております。

○平岡委員 いままで結論を出してほしいとい
うようなことについての要請も含まれているん
ですが、それは。

○寺田政府参考人 私どもの理解では、これまで
も、先ほども大臣から申し上げましたように、過
去の立法、例えば有限責任事業組合等の立法にお
いても、法律の施行に間に合うように会計基準が
基本的には新たに作られ、あるいは必要な修正
が加えられているということでございますので、
この法律の施行時期というものに合わせてそれ
をやっていただけたらというように理解をいたし
ております。

○平岡委員 具体的に要請したからといって、権
限があるわけじゃないので、企業会計基準委員
会の方が要請にこたえなければいけないという義
務があるわけでもない。いろいろ研究してみたら
勉強してみたら、結果的には大変難しくても、こ
んな期間ではとてもできないということもあり得
るかもしれない。そういう意味で、先ほど渡辺副
大臣が、専門家を信頼して、専門家の意見を
ちゃんと聞いた上で一年間の適用延長だという
趣旨のことを言われたんですかね。

専門家は、この一年間の適用延長についてどう
いうふうに言っているんですか。専門家が、一
年の適用延長であれば我々としてはきっちりど
きますというのを言っているんですか。

○寺田政府参考人 これは、私どもが直接この委
員会にいろいろお諮りしている関係ではござい
ませんので、私どもが直接この委員会から聞か
れているわけではございませんが、基本的には、こ

の委員会というのは、従前は国が関与して行っ
てきたところを純粋民間ベースでやっているわけ
でありますけれども、しかし、それだけの責任を負
ってやっておられるので、当然、法律の施行とい
うのを念頭に置いておやりになるものだという
ことで専門家の間でも理解はされているという
ようには、私どもとしては理解をいたしております。

○平岡委員 自分たちで法律を勝手につくって
いて、勝手につくっておいだことを踏まえて専門
家の人たちがやってくれと期待しているという
のでは、全然、我々としては信頼できないです。

まさに、信託法の中に、会計の原則の中で、十
三条に、「信託の会計は、一般に公正妥当と認め
られる会計の慣行に従うものとする。」という規
定を置いており、そして附則で、自己信託につ
いては一年間の適用延長だということを書いてい
る。

この法律を所管しているのはまさに法務省な
わけですね。法務省が責任を持って、こうやって
書いてある。その責任を持って書いてあることの
根拠が、そうやって専門家の人たちが、今まで
いうふうにやってきたから多分できるだろうと
思っていますという程度で、我々は、この法律を
成立させるということとはとてもできないです。
専門家が何を言っているのか、特に、皆さん方
が期待している企業会計基準委員会がこの会計
基準をつくることについてどういう見解を持って
いるのか、これをしっかりと示してもらわない限
りでは、我々としては納得できないです。

大臣、どうですか。

○長勢国務大臣 今、法案の審議中に、会計基準
委員会に殊さらいろいろなことを、見解を求め
るというのめいがかかっていますし、我々として
は、先ほど来、金融副大臣も御答弁ありましたが、
専門家の皆さんがきちんと、この法案が通れば、
それに沿った結論を出していただけたらと思っ
ております。

○平岡委員 何か本当に、責任がないというの
は失礼ですけども、権限のない状態の中で、期待

しているとかなんとか言われると、法律で成立
させようとしているんですね、私はそこそこ
ろに非常に違和感を感じますね、ずっと最初
から指摘しているように。

私は、ぜひ、企業会計基準委員会、ここに呼ん
で、ちゃんと見解を委員会ですべていただくとい
うことをやるべきだというふうに思います。

委員長、そういうことで、よろしく願いま
すね。

○七条委員長 後日、理事会において協議いた
します。

○平岡委員 そこで、私たちは、先ほど来から議
論しているように、自己信託の部分についての適
用一年間延長というのを附則第二項で、政府案で
示されているわけでありまして、これにつ
いては、やはり法律的な側面から見たときには、
しっかりと、問題のない、準備が整ったからス
タートさせるべきであるという意味から、「自分の
間」というふうには、これは法律的には「自分の
間」と表現せざるを得ないということ、趣旨と
しては、しっかりとした環境が整って、特に会計
基準なんかについても、あるいは会計監査のあり
方についてもしっかりとしたルールができてから
スタートさせるべきだということで、趣旨として
申し上げているわけでありまして。

これについて、政府としての御見解をお伺い
したいと思っています。

○長勢国務大臣 民主党さんのこの問題について
の修正案というのは、自分の間はこれをやらせな
いという趣旨でございますが、従来からずっと御
答弁申し上げてきておりますように、自己信託に
ついては、商事的な分野あるいは民事的な分野で
ニーズが高まっているわけで、たくさん、各界か
らその創設が要望されているところでございま
す。また、そのことについて、今のような観点か
ら、一切、自分の間これを施行しないということ
は相当ではないというふうに考えております。

○平岡委員 一切という言葉を使われたんです
が、大臣、附則の三項と混同しているんじゃない

かと思うんですね。先ほど来議論がありました
ね。政令で定める法人に限ってスタートさせる
というのが一部あれで、我々は、その部分につ
いては、ちゃんとした仕組みができるまではとい
うことで、一切だめだ、こういう話になっている。
一年間は一切だめなんですかね、附則の第二
項の取り扱い。

私は、本当に、ニーズが高まっているという大
臣の御見解について否定しているんじゃないん
です。ニーズがあるということは、我々の法案、修
正案提案者の答弁の中でもしっかりと出ていた
と思います。だけれども、やはり、本当に大丈
夫なんだろうかと何か心配がある、それが一年
間の適用延長になっているということですね。

だけれども、一年間の適用延長ということは、
本当に一年間でちゃんとできるのかどうかとい
うのは、一体だれが保証できるんですか、法律的
にはどこに担保されているんですかと。たまた
ま、これはないわけですね。

だからこそ、私たちは、ニーズが高まっている
ことは認めますから、しっかりとした環境が整
ったということが確認できれば、いつでもス
タートさせるということに我々としては賛同しま
すよ。そういう意味でいって、これを一年間とい
う形で、根拠がない、保証がない、権限がない、
そういう中で一年間の適用延長に限定するとい
うのは無責任じゃないかというふうに思っ
ます。

どうでしょうか。

○長勢国務大臣 この法案が通れば、当然、基準
委員会において十分な検討が行われるように、政
府としては万全の体制をとっていくわけであり
ますし、今先生おっしゃる通りに、一年間では無
理だということを決めつけられるのはいかか
と。我々としては、それができるように御協力を
申し上げ、またお願いもしている、施行に万全
を期していくというふうに考えております。

○平岡委員 別に、一年間では無理だと決
めているわけじゃないんです。

先ほど高山委員が修正案に関して答弁したよう

に、それは一年以内でできるかもしれない。それならそれで、そのときにばつと、法律で施行を認めるような形をとればいい。だけれども、一年間でできる保証はないから、そこは「当分の間」という形にして、それができ上がったときにちゃんとスタートさせるということではないんじやないかというのが我々の考えている趣旨です。

いずれにしても、政府としては、提案した立場だから、修正を受け入れますということをこの場で言えるような話じゃありませんから、今、修正協議を与党との間でさせていただいているので、しっかりと与党との間で修正協議をさせていただきたいというふうに思っております。

ちよつと、我々の修正部分から入ってしまったので、もう一つ、目的信託についての民主党の修正案について触れていきたいというふうに思います。

民主党の修正案の趣旨については、先ほど来から、与党の方の質問、あるいは野党の方からの質問の中でもる述べられていたわけでありすけれども、この修正案について、政府としてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○長勢国務大臣 民主党の修正案は、公益信託に関する改正を行うまで、受益者の定めのない信託の利用を一切認めないという趣旨であると理解しております。

これにつきまして、目的信託についての国民から寄せられておるニーズ、こういうものについてどうお考えになるかという問題があると思えます。先生御案内のとおり、これについても各方面からニーズがあるわけで、これにこたえるためにこの制度を新設するというものでございます。

改正要綱草案の公表によって、パブリックコメントが寄せられておりますが、その中でも、日弁連さんを初めとして多くの団体からこれに賛成をするという意見が寄せられておるわけでありすので、これを無視するということは重大な問題ではないかなと思っております。

また、この修正案の論拠は、多分、受益者の定

めのない信託の濫用のおそれ、これが御心配の点だろうと思えます。これについても、信託法案によつて、今までもる御説明申し上げてまいりましたが、十分な防止措置というものを講じておるわけでございます。

そういうことを考えますと、このニーズにこたえるということ、また受益者の定めのない信託について十分な濫用防止措置を講じておるということから考えますと、法改正をするまで利用を禁止するという合理的な理由ははないのではないかと考えております。

○平岡委員 ニーズがあることも我々は認めないわけではございません。ただ、議論の中でも、今行われてる公益信託との関係で、一体どの程度のことまでが公益信託で認められ、どういふものであれば公益信託として認められないのかというその仕切りの問題がなかなか、ちよつと議論があるのかなというふうには私も思いますけれども、ニーズがあること自体を否定しているものではない。

しかし、信託法というのは基本法ですよ、基本法。基本法であるにもかかわらず、附則の中で、政令で定める法人以外の人は受託者として当分の間認めないんだ、こういう妥協の産物的な条文が残っている、あるというのは、当分の間といったって、いつになるかわからない。

この前も議論しましたけれども、では、政令で定める法人というのがどんな法人なのかと考えたときに、何か、不正を働くかもしれないような人たちがいなくなるまでといった、そういう人たちを排除するために、政令で定める法人しかできないとしておるわけですね。では、いつの時代になつたらそういう不正なことをするやからが排除される国ができるのか。そんなことも別にわからないし、多分そういう時代に行くことはほとんどないだろう。こう考えたとき、どうも、この当分の間、政令で定める法人しか受託者になれないという仕組みそのものが、何か非常に意図的なものを私は感じる。

むしろ、やるべきことは何なのか。やはり基本法でありますから、基本法にのつとつてスタートできる体制をしっかりとつくつた、そういう状況の中でこの制度をスタートさせるべきだ。それが今、公益信託について、公益法人の仕組みと整合性のとれる仕組みとしてスタートさせるということとで、今回の政府の法案の中でもそういう取り扱いになつていく。

そして、公益信託というのは、ある意味では目的信託の中のまた一部という位置づけになつていくわけでありすから、当然のことながら、公益信託をどうするかというところについては、目的信託をどういふふうにしていくのかということと密接にかかわつてくる、その目的信託の枠の中でまた考えていく、そういう問題であるはずだ。

そういうものが整合的にでき上がつていない状況の中で、中途半端な形でスタートさせ、そしてまたその中で、当分の間は政令で定める法人しかできないんだ、受託者になれないんだというような形をとるのは、やはり制度のつくり方として非常におかしいというふうには私は思うんですね。

大臣、どうですか。そういう指摘について、何か間違つていますか。私は間違つていないと思つてゐるんですけれども、大臣、もう一度その辺ちよつと、自分の言葉で答えていただければと思います。

○長勢国務大臣 筋の悪い話であるとは思つておりません、先生の御意見は。ただ、それをきちんとやればいいというだけのものでもないだろう。ニーズが高まつておりますし、早くやれという声が非常に強い、しかし、若干濫用されるんじゃないかという心配もあるという中で、両方を現実的にもたす法改正を早くやろうということが今回の法案の趣旨でございますので、皆さん、この施行をした後、その心配がなくなれば、当然、政令で書く、縛るということもなくなっていくでしょうし、その間に公益信託の議論も進んでいくだろうと思つたので、先生の言われるのが筋だから、それが決まるまでやらない方がいいんだと

いうだけの議論でもないんじやないでしょうか。

○平岡委員 逆の視点から今大臣が答えられたので、では私も逆の視点から聞きたいと思つた。もともと政府がつくろうとしたときには、こんな、当分の間、政令で定める法人以外の者を受託者とすることはできないというようなものは入つていなかったですよ。どこかの過程の中でこれが入つてきたわけですね。それについては、大臣としてはどうお考えになりますか。政府としては、自信を持って出したものが何か変わつてしまつた、そこはもう政府としてのやはり落ち度、ミスがあつたということですか。

○長勢国務大臣 やはり法律を政府として出す場合にも、いろいろな方々の御意見を聞きながら、また、それを踏まえて検討して提出させていただいておるわけで、いわゆるそういう濫用についての不安があるという意見があることを受けとめるのは、政府として、落ち度というわけでもないのではないのでしょうか。それは、今までやろうとしたことの中でもう少し考えるべき点があつたということだろうと思つた。

○平岡委員 いろいろな方々の意見を踏まえてこつたんだという話でありましたけれども、いろいろな方の中にはいろいろな方がおられると思つてゐるんです。私のところにもやはりいろいろな方が、今回の民主党修正案について、ぜひこういう修正案を実現してほしいと言われる方もいれば、いや、ちよつと待つてほしい、民主党の修正案のような形だとニーズにこたえられないので何とか政府原案にとどめてほしい、両方からお話を伺いました。

両方からお話を伺いましたけれども、そういういろいろな意見がある中で、私たちも、いろいろな心配がある中で、やはりもうちよつと慎重に、この目的信託についても制度の整合性を考えながら、そして、心配されるいろいろな問題点については、そういう問題点が解消される、少なくとも心配がそれほど大きくない状態で出発できるように、な形で基本法である信託法を出発させるべきだ、

こういうふうに出て修正案を出しているわけですね。

そういう意味では、政府としても、もう出してしまったものをまた、先ほどの話ではありませんけれども、はい、わかりました、修正しますという立場でもないでしょうか、これも今、与党との間で修正協議をやっておりますから、しっかりと与党との間で修正協議を行っていきたいというふうに思っています。

そこで、これは本当に信託関係、大変たくさん議論があるわけでありまして、まだまだ足りないところもあるんですけれども、一つの論点が限定責任信託でございますけれども、この点について少し議論をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、大臣に総括的に伺しておこうかと思ひます。

法制審の中でも、この限定責任信託についてはいろいろな問題点が指摘されています。その問題点、具体的にどこがどうだということを聞こうとは別に思いませんけれども、そうしたさまざまな問題点が指摘されているにもかかわらず今回の法案ではこの制度を導入したというのは、どういう考えに基づいて導入されたのか、この点について、大臣の御見解を承っておきたいというふうに思います。

○長勢国務大臣 この問題についていろいろな議論が、経過があったということは承知をいたしております。

法制審議会における審議の過程では、信託法の中に、受託者の有限責任性を原則とする新たな信託の類型として限定責任信託を創設すべきであるという見解と、仮にこのような新たな信託の制度を創設するニーズがあるのであれば、別の法律において措置することとすべきであるとする見解とがあったというふうに承知をしております。

そこで、パブリックコメントの手続において、この二つの見解を甲案、乙案として、両案併記をして提示したところでありまして、その結果、甲

案に賛成する意見が大多数を占めたということになりました。

そこで、以後の法制審議会においては、限定責任信託を創設する方向で議論が進められ、最終的には、債権者保護、濫用防止のための措置を十分に講じることとした上で、全会一致で創設が認められたというふうに理解をしております。

○平岡委員 限定責任信託というのは、私が申し上げるまでもなく、信託行為においてそのすべての信託財産責任負担債務について受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う旨の定めをし、そして、登記等を行うことによって限定責任信託としての効力を生ずるという形で今回認められるというものであります。

そこで、ちよつとお聞きしたいのでありますけれども、限定責任信託については、今回新たに導入される自己信託とか目的信託においても可能なもので、まず、それができるのかどうかについてお答えいただきたいと思ひます。

○寺田政府参考人 いずれも、その対象としてできるといことになるわけでございます。

○平岡委員 それでは、まず最初に、自己信託について限定責任信託をするということについての疑問点といひますか、どうなのかというところをちよつと聞きたいと思ひます。

自己信託というのは、委託者が自分で受託するというところで、委託者と受託者が同じだということとですよ。そうだとすると、一人の人が委託者であり受託者であるということの中で、先ほど言ったように、信託財産に属する財産のみでその履行の責任を負うという立場に立つ。

つまり、自分の固有財産にまで及んで責任を負わないということとするのは、一人の人がやっていると何でそんなことができるんだろうかというのがある意味では非常に常識的な疑問ですよ。何で自己信託のようなケースでも限定責任信託というものが認められるんですか。

○寺田政府参考人 二つの面からお答えしたいと思ひます。

まず、理念的な面で申し上げますと、たびたび申し上げることでございますけれども、自己信託といへども、結局のところ、実質的にその財産の処分目的からする拘束がかり、受益者が存在するわけであります。したがって、これについて、特に責任を信託財産のみに限定するということができないという理由が逆でない、信託の理念からいふとないわけでありまして、

ただ、委員が危惧されるのは、むしろ、第三者から見てもわかりにくいということになりはしないかということではないかと思ひます。

限定責任信託につきましては、限定責任信託である旨の登記を要求するわけであります。また、第三者と取引する場合には、それが限定責任信託のためにする取引であるということを明示しなせんと、その効果を第三者に対抗することはできない。

つまり、それをしなせんと、第三者としては固有財産にも係属しているということになるわけでありますから、仮に委託者と受託者が同一人物であつて紛らわしいということが漠然とイメージされるかもしれないが、実際には、その財産といふのは拘束がかかっている、しかもそれが、今言つたような明示された場合にのみその効果が生ずるわけでありますから、特に不都合はないと私どもは考えております。

○平岡委員 それでは、ちよつとまた中に入つていって、例えば工作物責任のような無過失責任について、受託者の固有財産に対する負担がどうなるのかという点。

これも通告をしている話ではありますけれども、どうも、無過失責任という位置づけでありまして、ある意味では、信託財産の範囲内では責任を負わない、履行の責任を負わないということでは、これは被害者の人たちにしてみれば大変問題があるというふうな気がするのでございまして、その点については、この限定責任信託ではどういう考え方になっていきますか。

○寺田政府参考人 限定責任信託の特例が規定されているわけですが、限定責任信託の場合に、責任が限定されて固有財産には係属していない、信託財産にのみ係属している債権というのは、一定の限定がございまして、

法案の二百七条によりまして、限定責任信託においては、信託財産責任負担債務に係る債権に基づいて固有財産に対して強制執行等をできない、こう書いてございまして、括弧書きで、二十一条一項八号に掲げる権利に係る債務を除くと書いてございまして、これは、内容的に言いますと、不法行為を除くというわけでございまして、

つまり、不法行為は、故意、過失によりまして相手方に損害を与えるわけでございしますが、これについては責任限定ができないということを意味しているわけであります。これは、本来固有財産で責任を負つてもらふべきところ、信託財産にも係属している場合がもちろんあつて、その場合は求償の問題を生ずるわけでございしますが、最終的には、固有財産でこむろし負担してほしい、そういう性格のものだと理解しているからこうなっているわけでございまして、

ただ、今委員がおっしゃいました工作物につきましてございすけれども、むしろ、工作物の責任の性質といひまして、所有者に係る二次的な無過失責任といひるのは物自体から生ずる責任であるということから、この不法行為による扱いはず、責任の限定がされることになるわけでございすけれども、これに對しまして、占有者としての工作物責任というのは、この不法行為責任と同様に責任の限定が当然なされるものではないという解釈になろうと考えております。

○平岡委員 確かに、受託者というものが占有者という位置づけでもあるということで、その場合について言えば、局長が指摘されたように、信託法二百七条の規定、そしてその第二十一条第一項八号の規定、これをあわせて考えていけば、そういうことだろうというふうに私も思うのであります。

しかし、占有者の場合は、民法第七百七十七条でいけば、土地の工作物の設置または保存に瑕疵あるにより他人に損害を生じたときは、占有者がその損害賠償の責めに任ずる、こういうことで、確かに、故意、過失みたいなものが、何かの責任を問われるべきような事情があるというようなことでこうなっているわけですが、しかし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、今度はその損害は所有者が負うんだ、こういうふうになるわけですね。

そうすると、責任を負う場面というのがちよつと違ってくる。だから、占有者という立場である場合には、さっき言ったような設置とか保存に瑕疵あるという場合には負うけれども、それがなくなるときは、今度は所有者が負うんだ。そうなったときは、今度は所有者であるところの、これは受託者が所有者になっているわけですが、これは受託者の立場として、今度は固有財産で責任を負わないというようになってしまつと、先ほど言ったように占有者が免責されるようなときよりも、所有者の方が信託財産でしか責任を負わないということになってしまつたら、これは何か範囲が限定されてしまふ。

つまり、特に自己信託なんかのケースのような場合を考えたときは、委託者、受託者がイコールで、それは一人の人が物を持っていて、所有者である。だけれども、そのときに、占有者としてはこれだけの話で、さっき言ったような状況のときには責任を負うけれども、そうじゃないときには今度は所有者にかかってくる。所有者という立場になったときは信託財産でしか責任を負わないということになったときには、これは何か、被害を受けた人にとってみれば非常に酷な話であるというふうには私は思うんですね。

その点についてはどう思われますか。

○寺田政府参考人 責任の構造については、今おっしゃったとおりであります。

第一類第三号 法務委員会議録第九号 平成十八年十一月十日

だというようにもとの責任の性質として考えられるわけでございますので、それは、物が信託をされて、その物として存在している限りにおいて、その物の範囲で責任を負うというのは全くおかしいことではないかと私は考えているところでございます。

○平岡委員 だから、さっき言った委託者と受託者が同じ自己信託の場合、物自体といったって、例えばある塀が壊れて被害を受けたという場面のときに、その塀を持っている、その塀の財産の範囲内では所有者は責任を負わないということじゃないですか。所有者は自分の全財産をもつてしてその損害に対する責任を負うということですよ。

だから、受託財産だけでしか負わないというのは、自己信託なんかのケースを考えてもらつたら非常に奇妙なケースじゃないでしょうか。やはり固有財産、その人が財産を持っているのなら、受託財産で何か被害が生じたときは、やはりそれは固有財産をもつてしてでもちゃんとした損害賠償をしていかなきゃいけない、そういうことじゃないかと思うんですね。どうもそこら辺がよくわからないんですね。

物自体で起こつたものだから、その物の範囲で損害の賠償に充てられれば済むんだというのは、ちよつと私には理解しかねますね。

○寺田政府参考人 もう少し別の言い方をいたしますと、自己信託といえども、それは、先ほど申しましたように、第三者に譲渡されて、その第三者が持っている状態と同じ、この場合は、その第三者というのは受益者に当たるわけでありまして、けれども、そうである以上、その責任を本来の受託者が固有財産で負うべき理由はないのではないかと、こういうふうに考えます。

○平岡委員 だから、さっき言ったように、委託者と受託者が一緒になっていて、さっきは所有者は受益者と言われていましたけれども、例えば、今言った、塀を受託したのではほとんど収益性がないから、何か一つの施設を、ビルを信託行為に

よつてやるという形にしたときに、そのビル全体が委託者から受託者へという形の自己信託が行われたときのビルの所有者というのは、あくまでもこれは受託者ですよ、所有者は。受益者ではないわけですよ。そんなことを考えたときに、やはりちよつと今の説明は私は納得がいけない。納得がいけないといつても、何か、では。

○寺田政府参考人 ますますややこしい説明をするところになるかもしれませんが、もともと、責任というものをどういう者に負わせるかということについて、いろいろな考え方がちろんあるわけでございますけれども、通常は、その人の故意、過失によつて責任を負うわけでありまして、けれども、この工作物責任のような不法行為の特例においては、危険を生じせしめたところに責任を負わす、つまり、これは管理型の責任と申しますか。これに對しまして、利益のあるところ、結局その人が損害を負担しなきゃならぬんだという考え方もありまして、この二重構造、つまり、占有者、所有者の二重構造というのは、前者は、その人がまさに管理する、そういう立場にあるからこそ負う責任、後者の所有というものは、まさにその人に利益が帰しているところからくる責任でありますから、信託の場合に、信託財産の範囲でのみその所有者責任が帰してまいるというのは、今のような考え方をいたしますと、少し不思議はないところでございます。

○平岡委員 だから、信託行為が仮になかったとしたならば、例えばビルを信託財産だ、こう考えれば、仮に信託行為がなければ、そのビルの事故によつて生じた損害というのは、所有者は、そのビルという財産の範囲内で負えばいいというのじゃなく、やはり自分が持っているすべての財産をもつてしてその損害はちゃんと賠償していくという立場に立つわけですよ。

しかし、それが、委託者が受託者、自分に自己信託をしたときに、今度は、財産としてはたぶん固有財産もあるにもかかわらず、信託財産の範囲内ではその責任を負わないとなつてしまふと

いうのは、やはりおかしいんじゃないか。これは常識的にはおかしいと思ひますよ。

○寺田政府参考人 常識的におかしくないということをお願いしているわけでありまして。

つまり、それは、結局のところ、自己信託というものの理解からくる委員と私の説明の差だということにも思ひます。さっき言ったビルが第三者に譲渡されたとき、それで、その第三者に譲渡されたものを、なおももとの所有者が委託されて管理している、こういう状況だといひます。そういういたしますと、第一次的責任というのは、占有者でありまして、管理しているもとの者が負いますが、第二次的な責任というのは第三者が負うわけでありまして。第三者は、そのビルしかなければ、そのビルのみをもつて、その不法行為債権の引き当て財産とするわけでありまして。

こういうことを考えますと、それが、結局のところ、自己信託においては、自分が所有者のままだといふようにお考えになるところで、むしろこの責任の性質についての説明が私と平岡委員との間で差ができるわけでありまして、これが、受益者にもう既に譲渡された財産だと考えますと、少しもおかしくないことになるわけでありまして、解釈論的には、私は、信託法の世界では、後者のように不法行為責任をとらるべきであるということをお願いしているわけでございます。

○平岡委員 受託者が第三者であつたときに、その第三者が負うべき責任というのについていふと、その第三者は、自分の信託財産の範囲内では工作物責任を負わないということだとすると、逆に、今度はまた、その第三者は自分の固有財産も信託財産も持っているという状態、そして逆に、その第三者というのは固有財産と信託財産と同じものを全部自分の固有財産として持っている状態、そのときに工作物責任が生じるような事態が発生した、そのときは、工作物の事故によつて、被害を受けた別の人は、信託行為があるかないかによつて、被害の救済、損害賠償の受け方が違つ

てくるということになるんですね、これは。だから、自己信託でない場合でも、受託を受けた第三者については同じようなことが起こってしまう。これが本当にそれでいいのかという問題が、これは自己信託だけでなく第三者が受託する場合でも発生し得るんじゃないかなという気が、逆に民事局長の答弁を聞いていて思いました。

ちよつと時間が来ましたので、この問題については引き続き審議終結をしないで続けたいというふうには思っておりますけれども、いずれにしても、この問題は別に法律をどうこうするという問題につながるかどうかわかりませんけれども、しっかりと整理をしたところで、また議論させていただきますというふうに思います。

以上で終わります。

○七条委員長 次に、保坂展人君。

○保坂展人 委員 社民党の保坂展人です。

きよう、本題に入る前に、一、二問だけ。
今、小泉政権五年五カ月で、タウンミーティングというのは大変大きな舞台だったわけですね。その舞台の中で、教育にかかわるミーティングで、複数の、最初八戸でしたが、きのうさらにあつたということ、官房長官は全タウンミーティングを見直す、調べる、こうおっしゃっているわけなんです。

ここで、司法制度改革という大事なタウンミーティングもやっているわけですね。この司法制度改革のタウンミーティングも当然調査の対象になるだろうということなんです、官房長にきていただいていますけれども、これは、どっちが重い、軽いはないんですけれども、国民が司法に参加するという司法制度改革、逆に言えば、一般の人からどんな意見が出るようなテーマでは余りないわけですね、こういう中で、現在、内閣府あるいは文部科学省との間であつたような発言依頼、ひな形を示す、あるいはそういう人に当てるというところがあったのかどうか、現状、わかつていないところを教えてください。

○池上政府参考人 お答え申し上げます。

司法制度改革タウンミーティングにつきましては、平成十六年十二月以降平成十八年五月までの間に、東京、高松、宇都宮、金沢、那覇、宮崎、広島において計七回開催されております。

お尋ねの司法制度改革タウンミーティングにつきましては、法務省も当然のことながらかわつて準備等に努めてまいりました。お尋ねの発言依頼等の有無等につきましては、現在、内閣府において御指摘のタウンミーティングも含め調査に取り組むものと何っておりますので、法務省におきましても、この調査に協力してまいりたいと考えているところでございます。

○保坂展人 委員 きょうぐらいからわかつたのは、タウンミーティング室というのはかなり大勢の方が各省庁から来ていて、この担当に当たつた方が当たつておつたということがわかつていて、タウンミーティング室は内閣府の中のタウンミーティング担当室にどのぐらい出向を出していらつしやるんでしょうか。現在、何人いるのか。

○池上政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの内閣府大臣官房タウンミーティング担当室に法務省から出向している職員は、発足当時から現在までおりません。

○保坂展人 委員 では、その辺の出向者はいないということなんです、当然、これは内閣府の調査にゆだねるということであつていいはずがないわけですね。これを全部政府で調べるのは年内いっぱいいかかると言われていますから、そういうことがあつたのかどうか。例えば、法務省の職員が司法制度改革タウンミーティングに行つていません。行つていないでしよう。そういうことを、内部で、あるならあると早く認めて、しっかりと明らかにしていただきたい。どういうふうに調査するのか、教えてください。

○池上政府参考人 御指摘の点につきましては、今後内閣府において調査が行われますので、それに協力する過程におきまして、法務省におきましても、今後、事実関係の把握に努めてまいりたいと考えております。

○保坂展人 委員 司法制度改革については、ちゃんと事務局があつて大車輪で仕事をされていたわけじゃないですか。ですから、そこに協力を得ることがなければタウンミーティングなんかできないわけですよ。そうでしょう。だから、もう解散されていると思いますけれども、そういう位置にいた職員の方にどうだったのかねということを開いてみるということで、しっかりと法務省内でも調べていただきたいと思いますが、どうですか。

○池上政府参考人 内閣府の調査に協力する中で、御指摘の点等についても、今後、事実関係の把握に努めてまいりたいと考えております。

○保坂展人 委員 大臣に聞きます。

法務省というのは普通の役所じゃないんです、文部科学省も、うそをつくなどということ、今この問題を議論していますけれども、やはりそういうことはあつてはならない、一番毅然としたければいけないところなんですね。ですから、内閣府がおやりになる調査を待つて、まだ来ない、まだかなと思ひながらいるんじゃない、ちゃんと法務省みずから調べてくださいよ。ないのなら臣にとつては我々に示してください。これは大臣にしっかりと指導していただきたい。責任があると思います。

○長勢国務大臣 タウンミーティングに法務省がどういうふうに関与しているか担当しておつたのか、具体的にはわかりませんが、私が個人的に知つていいる限りでは、内閣府において担当というか主催県等と協力されておつたのではないかと思ひます。おっしゃるようなことがあるのかないのかも含めて、私なりに聞いてみます。

○保坂展人 委員 ちよつと語尾がよくわからなかったんですが、もう一度確認します。

○長勢国務大臣 タウンミーティングの実施に於いては法務省と内閣府との関係等についても私はつまびらかにしていませんので、そのことも含めて、私が聞いてみます。

○保坂展人 委員 聞いてみますということなので、ぜひ聞いていただきたい。

この司法制度改革のタウンミーティングは、司法制度改革を推進する事務局の協力なしには開けない内容ですから、法務省の方がだれもいない、協力しない、これではできませんから、そこはしっかりと当時の方にも聞いていただきたいんです。いかがですか。

○長勢国務大臣 推進室が協力をしなければできないタウンミーティングであつたかどうかは私はわかりませんが、そういうことも含めて聞いてみますと申し上げます。

○保坂展人 委員 では、本題に入ります。

民主党の修正案が出ております。読みまして、なるほど、いろいろ問題点を整理していただいたなというふうに思います。

そこで、提案者の方に伺います。

既に議論もあつたようですから簡潔に答えていただいて構わないんですが、まず第一に、二十九条第二項ただし書きを削つて、受託者の注意義務を政府案より厳格化しております。この点と、さらに、利益相反行為の制限、これも政府案では緩和されているところを厳格化しているという点について、どこに着目をしてこういうふうな修正を施されたのでしょうか。

○石関委員 それでは、お尋ねの部分の二十九条ただし書きについてお答え申し上げます。

今までの質疑の中でもこの議論が出てきたところでありまして、政府原案においては、原則として受託者が善良な管理者の注意義務をもって信託事務を処理すべき旨規定しているところではあります。私的自治の尊重という名目で、信託行為の定めにより注意義務を軽減することを認めているということでもあります。これは、私どもの考えでは、受益者の保護の観点から問題と言わざるを得ないということで、本修正案においては、「信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる注意をもつて、これをするものとする。」旨のただし書きを削除することとして、原則

どおり、受託者は善良な管理者の注意義務をもつて信託事務を処理すべきことを明記したものでございます。

○横山委員 保坂委員お尋ねの件につきましての私どもの考えは、まず、政府原案には、受託者が行う利益相反行為が受益者の利益を害することが明らかであっても、信託行為に利益相反行為をすることを許容する旨の定めがあれば、受託者は利益相反行為を行うことができると解釈し得る点で、これだと受益者が不当な不利益を受けるおそれがあるというものです。

また、いま一つ、幾ら不利益をこうむる当人である受益者が承認したからといっても、客観的に見る限り受託者の行為が利益相反行為である以上は、そのような受託者の行為を有効なものとして許容してしまうということは、信託の基本である信託関係という性格にもとるものと考えられる点です。

民主党案についてはよろしいですか。(保坂(展)委員「はい」と呼ぶ)

○保坂(展)委員 大変的確な視点で修正を提案していただいたと思うわけなんです。まず一点目に挙げた受託者の注意義務の厳格化について、高齢者や障害者の扶養などでこれからこの信託制度が活用されるだろうというときに、やはり万が一にも間違ったことが起きないように、ここはしっかりと厳格化するというところに私も賛成なんです。しかし、政府があえてこれは緩和だというふうに考える理由はなぜなのか、そして、民主党の提案のようにやった場合に何か不都合があるのか、答えていただきたいと思えます。

○寺田政府参考人 これは、再三これまでこの規定の任意規定としての性格については御説明を申し上げたわけですが、一番申し上げたいのは、基本的に、信託というのは民事信託から商事信託まで、今後さまざまなものが、これまでも理論的にはさまざまなものがあり得たわけであり、まずけれども、今後はむしろ現実的にさまざまなものが出てくるだろうと予想した場合に、これを

一定のレベルに限って、それより下のレベルの義務を課するということはおおよそあり得ない、その硬直さというものがそういうものの阻害要因になりはしないかということに非常に懸念しているわけでありです。

もう少し具体的に申し上げますと、例えば、親が障害を持つような子に信託をどなたかに預ける場合に、それが非常に裕福な方で、信託銀行で手厚い管理をして、手厚い運用をしてほしいということであれば、おっしゃるところで賄えるわけであり、必ずしもそういう方ばかりではありません。むしろ、元金なおじさんに頼んで運用してもらおうというようなことが民事信託では考えられるわけであり、そういった場合に、結局、常に善管注意義務のレベル、高いレベルというのを要求するのが本当にいいかどうかということでもあります。

もっと申し上げますと、ビジネスの世界でこの受益者の保護を考えた場合にも、常に一定のレベルで管理運用すべきだということにいたします。結局のところ、その受益権というのは高くつくということではね返ってくるわけであり、これは、民事の世界、私法の世界では常にあることとございます。一定の規制をすれば、そのコストというのは、ある一定のものには高くはね返ってくるということになるわけであり、

しかし、それが社会的にどうしても相当な場面というのがありますので、そこで、消費者保護でありますとか、その他の特定の場面にはそういうことがなされるわけであり、むしろ許さないというところは私法の世界ではや行き過ぎではないかな、一言で申し上げますと、そういうことになろうかと思えます。

○保坂(展)委員 では、先ほどの平岡委員とのやりとりを聞いていても、前回、信託とは何かというところを聞かせていただきましたけれども、自分とは、自己とは何か、私は何かみたいな話も、財産をめぐって、信託という制度がもう一度非常

に大きく、この改正によって広く使われるようになることを政府は意図していると思えますけれども、この信託の場合の受託者の義務と申しますか、例えば一般的な委任というものと信託における受託者というのは一体どこが違うのか、どういう義務を負っているのかという点はいかがでしょうか。

○寺田政府参考人 これは、最終的に申し上げますと、いろいろな形態がありますので、現実の世界では似たような場面というのは当然出てまいります。しかし、信託は基本的に、最初に申し上げましたように、信託をして管理運用してもらう、そこで完全に所有権というものの形は移転するということとございまして、それなりの強行性は、どうしても必要にはなるだろう、私どもはそうは思っております。

例えば、これについて情報をどういうように受益者に提供していくかということは、普通の委託の場合のこれについての契約相手方に対する義務とは違っていて、ある程度型にはまったものとならざるを得ないだろうと思われ、

それから、例えば、相手方の違法行為があった場合に差しとめをすることができるとかということ、このようなことで保護するかどうかということも、これも一定程度は型にはめざるを得ないだろうというふうに思います。

また、受益者が何人もある場合に、その人をどういうように扱うか。例えば、会社でありますとか、株主の間は株主平等の原則というのがあるわけであり、また、信託の場合にも似たように受益者の間で公平に扱わなければならないということ、これも普通の委任の相手方に対する義務とは違っていて、強行的に公平にしないといけないということを決めても特におかしなことはないだろうというように、といいますか、むしろそれが相当だろうと考えるわけであり、

そういう一定の型にはまったところとかがやはり違うのではないかなというふうに考えておるところであります。

○保坂(展)委員 ちよつと先ほど言い間違えてしまったかもしれないんですが、受託者は、委託者の信頼に基づいて職務を執行して、委託者の利益ではなくて、受益者の利益を追求していく。委任の場合には、受託者は委任者の利益を図っていく。信託では、受託者は受益者をいざ守っていく、その利益を信託財産の管理、処分などの裁量権を持ってやっていくんだ、こういうことかと思うんですが、やはり自己信託ということの場合、では、どうですかね、民事信託というのがありますね、金融庁が必ずしもかまない部分もあるということも審議で明らかになりました。

一般的に、信託、あるいは自己信託、これらからどんな使われていくとすれば、信託におけるそれだけの役割について、とりわけ受託者の責任について、国民に多くわかってもらう必要があるんじゃないか。その辺はどのように、必ずしもわかりやすい制度ではない、極めてわかりにくい自己信託も含めて、どうやって政府は広報しよう、お知らせしよう、わかっていただくとしていこうか。

○寺田政府参考人 これは、施行まで一年半の間をいただいているわけでございます。それから、自己信託についてはさらに一年、より長い時間をいただいているわけでございますので、私どもはこの間もこの周知徹底を図るための期間とらえて、十分な御理解を得たいと思えます。

信託を国民に御説明するというのは、二つの側面がもちろんあると思います。

一つは、こういうことをして委託者なり受託者になれるという形での御説明です。これは、大いにこれからいろいろな形で利用していただく必要ありませんので、司法支援センター等情報機関もございまして、これに関連して、さまざまな専門の職種の方もおいでになるわけであり、そういう方々の御協力も得て、十分な対策をとろうというように考えております。

これとは別に、また究極的には、受益者という形で投資をされるという方がたくさん出ておいで

になると思います。自己信託も含めて、結局、これについての投資者保護というような側面が出てまいりと思いますので、金融庁とも十分に御相談をし、あるいは内閣府とも御相談をして、この新しい型のものについての周知徹底を図る策を検討してまいりたい、このように考えております。

○保坂(展)委員 私は、心配のある点は、ただ延長ではなくて、修正案で示していただいたように、厳格化するところはしっかり締めておくということとは必要だというふうに感じました。

終わります。

○七条委員長 これにて両案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会